

第116回人口・社会統計部会 議事録

1 日時 令和2年11月11日（水）10:00～12:05

2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【専門委員】

藤原 翔（東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター准教授）

【審議協力者】

内閣府、厚生労働省、経済産業省、東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省：田村統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長、

越統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室調査官 ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議題 社会生活基本調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 それでは、ただ今から第116回人口・社会統計部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。この部会の部会長を務めさせていただきます慶應義塾大学の津谷でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、10月29日に開催されました第156回統計委員会において、総務大臣から諮問された社会生活基本調査の変更について審議を行います。

今回の部会の構成については、参考1として名簿をお配りしておりますが、この部会の経常的な構成員である佐藤委員、宇南山臨時委員と川口臨時委員に加えまして、専門委員として、東京大学の藤原翔准教授にも御参加いただいております。

それでは、藤原専門委員から一言御挨拶をお願いいたします。

○藤原専門委員 東京大学社会科学研究所の藤原翔と申します。専門は社会学で、主に社会的な不平等とか、格差といった社会階層論を専門にしております。これまで公的統計のデータ、就業構造基本調査、国勢調査、そしてまた、この社会生活基本調査を使って、親

子の関係であるとか、夫婦の関係であるとか、そういった非常にユニークな分析ができるものだと思っています。私の研究生活はこれで大きく変わったと言っても過言ではないというような気がします。このような貴重な統計に関する部会に参加させていただき、大変光栄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。藤原専門委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、本日の配布資料について、事務局から紹介をお願いいたします。

○本間総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 本日の配布資料につきましては、議事次第にありますとおり、資料1として統計委員会諮問時の資料、資料2として本件について審査状況をまとめた審査メモ、資料3として、審査メモの中で示した論点に対する調査実施者側からの回答資料となっております。また、参考資料としまして、参考1が委員名簿、参考2がスケジュールとなっております。

なお、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿、さらに10月29日の統計委員会において諮問した際に、委員から発言のあった意見の要旨1枚をお配りしております。資料に過不足等ございましたら事務局までお申出ください。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げさせていただきます。1点目は、審議の進め方についてです。審議はこれまでと同様に、資料2の審査メモに沿って事務局から審査状況と論点を説明していただいた後、各論点に対する調査実施者からの回答を踏まえ、審議をするという形で進めてまいりたいと思います。

2点目は、参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。今回の諮問については、本日を含め、計2回の部会審議を予定しており、部会の審議状況については、統計委員会に私の方から逐次報告をする予定でございます。

この2回の部会で一通りの審議を終え、答申案のおおよその内容や構成について御了解が得られれば、最終的な答申案は書面決議により決定するなど、効果的に審議を進めたいと考えております。2回目の部会で審議が終了しなかった場合には、大変恐縮でございますが、3回目の部会を開催させていただくことも考えております。これについては、今後の審議の進捗状況をみて判断させていただきたいと思います。なお、答申案については、来年1月に開催予定の統計委員会に御報告をしたいと考えておりますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に3点目ですが、本日の社会生活基本調査の審議は12時までを予定しておりますけれども、審議の状況によっては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、諮問の概要ですが、これについては、既に統計委員会等の場で事前に説明していただいておりますので、審議を効率的に進めるため、この場での説明は割愛させていただきます。

なお、10月29日に統計委員会に諮問した際、委員から御発言がありましたので、これについて事務局から御紹介をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 席上配布資料を御覧ください。

先日開催されました統計委員会におきまして、多くの委員から発言がありました。その中からいくつか紹介したいと思います。

初めに、昨今の情勢を踏まえ、テレワークの定着度合いを把握することを検討いただきたいとの御意見がありました。これに対して、総務省統計局から、今回の変更において、これまで「在宅勤務」とあった選択肢を今回「テレワーク」にした上で、その内訳として、在宅勤務と、サテライトオフィスなどを含むそれ以外を設ける旨の回答がありました。

また、スマートフォン・タブレットの使用状況を詳細に把握することについて、報告者が生活実態に即して答えやすい項目にさせていただきたいといった要望があったほか、今回、スマートフォン・タブレットを使った回答ができるよう検討されていることにつきまして、回答のしやすさを確保するために、どのような対応をするのか質問がありました。これに対して、総務省統計局から、スマートフォン・タブレットでの回答について、報告者の負担にならないよう、業者と調整しながら進めていきたいとの回答がありました。

次に、本調査について、国際比較可能性の高い調査と認識してよいか、また、国際比較性を高めるために障害者統計を充実させるとのことだが、障害者に回答してもらうための工夫は考えているのかといった質問がありました。これについて、総務省統計局から、平成13年に調査票Bとして、アフターコードの調査票が追加されたことや、障害者統計に関しましては、欧州統計局のガイドラインに沿って調査事項を追加しているのもので、そのまま集計すれば国際比較は可能であるとの回答がありました。また、この回答に対して、欧州の事例で、障害者の生活状況についてうまく捉えられているのかについて、事前に確認しておいた方がよいのではないかという提案もありましたが、津谷部会長から、1つ目として、まず、そもそも調査票Bが国際比較を目的として設けられたものであること、また、今回の変更により、OECDの加盟国として欧州統計局のガイドラインに準拠することは大変適切であること、さらに、日本の社会生活基本調査のように、生活時間調査を5年に一度きちんとやっている国は少なく、日本の対応は世界に誇れるものであり、今回の変更によって、さらによい統計ができるのではないかと御発言がありました。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 はい、ありがとうございます。委員会で示された御意見については、これから進める個別審議の中で併せて確認をしたいと思いますが、この時点で、何か特段の御意見などございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

どうぞ、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 今回の諮問にはかからないところなので、ここで発言をしておきたいと思うのですが、今、津谷部会長の発言として紹介されて、社会生活基本調査は世界に誇れる調査だということ、全く同意しますし、今回の諮問においては、5年に一度の生活時間調査として審議をしていくことは重要だと思うのですが、日本の統計の体系の中で、家計に関してはほぼ全ての統計が、横断面と時系列という組合せで様々な構造を把

握している中、生活時間調査だけは時系列データが存在していなくて、若干そこが季節性などを把握できないという問題がありますので、ここの部会の審議としてではなくて、統計委員会にお伝えいただきたいという感じで、時系列調査の可能性について検討いただければと思います。

以上です。

○津谷部会長 今回はこの調査の変更についての審議でございますので、今回これについて審議事項とすることはなじまないように思っておりますが、先ほどの時系列で、という宇南山臨時委員の御指摘ですが、この調査は5年ごとにやっているのですが、時系列の調査なのですが、四半期で調査をやるということですか。

○宇南山臨時委員 四半期もしくは月次でというイメージです。

○津谷部会長 5年ごとにやっている国は、日本と私が知る限りでは韓国ぐらいで、これ2001年から調査票Bが付いたわけですが、調査票Aは80年代からある。EU、ヨーロッパの国では、本当に早くやったノルウェーとかイギリスがあるのですが、定期的に時系列でというものは、今まであまりありませんでした。それを四半期でやるべきであるという御意見でございますか。

○宇南山臨時委員 私の個人的な意見としてお伝えしておくということです。お願いします。

○津谷部会長 分かりました。

それでは、審議に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

では、個別事項の審議を行いたいと思います。まず、資料2の審査メモに沿って、(1)調査事項・集計事項の変更について、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは事務局から、資料2につきまして説明させていただきます。

審議時間の節約ということもありまして、諮問の概要についての説明は割愛させていただいておりますが、審査メモ1ページ目の「今回申請された変更について」とありますとおり、今回申請された変更といたしましては、1つ目、調査事項・集計事項の変更、2つ目、調査方法の変更、3つ目、調査実施期間の変更、4つ目、報告者数の変更が計画されております。

それでは、1番目の調査事項・集計事項の変更の審査状況と論点について説明いたします。審査メモの2ページ目を御覧ください。

包括的に申し上げますと、今回、国際比較可能性の向上、生活様式の変化等を踏まえた利活用上のニーズ、報告者負担の軽減等から、調査事項を見直すこと、また、調査事項の変更に合わせて集計事項を見直すことが予定されております。詳細は、本資料の後ろの2枚、11ページ以降の別表1から別表3にまとめられております。後ほど調査実施者から個別に回答をいただきますので、詳細は割愛させていただきます。

2ページ目に戻っていただいて、審査状況のイになります。まず、「慢性的な健康問題・日常生活への支障の程度」を追加する計画ですが、「これについては」の段落のところにありますとおり、統計の充実を図り、利活用の向上に資するものとともに、第Ⅲ期基

本計画等を踏まえ対応するものであることから、おおむね適当と整理しておりますけれども、論点といたしまして、2ページ目から3ページ目にかけて、aの調査事項の追加ということで列挙しております。(a)国際比較可能性の向上や政策ニーズ等への対応の観点から追加を計画しているが、これまでの検討状況や経緯はどのようになっているか、(b)昨年度開催された障害統計の充実に係る調査研究実施検討チームで取りまとめられた報告書に示された方向性を踏まえたものになっているのかなど、6つの論点を立てております。

次に、調査事項の変更になりますけれども、12ページから13ページの別表2の方に具体的にまとめております。詳細の説明は割愛させていただきますが、1つ例を挙げますと、介護の状況について、世帯主が世帯全体について記入する方式だったものを、各世帯員が個別に記入する方式に変更するなどの変更が計画されています。これらの変更につきましては、社会経済情勢の変化や利用者ニーズ等に対応するものであり、おおむね適当と整理しておりますが、3ページ目の論点bといたしまして、変更の理由や背景事情が何か、調査事項の変更により、これまでの利活用に影響が生じないかなどといった論点を立てております。

また、調査事項の削除となりますが、資料の最後のページ、14ページの別表3にまとめておまして、調査結果の利活用が低調であり、報告者負担を課してまで把握する必要性が乏しいとの判断から削除されるものでありまして、おおむね適当と考えられますが、3ページ目の論点cのところなのですけれども、これまでどのような利活用を想定して把握していたか、利活用に支障は生じないのかなど、3つの論点を立てております。なお、集計事項につきましては、調査事項の見直しに併せて見直しがなされるものでありますので、特段論点としては特出ししておりませんが、削除される調査事項に関する内容につきましては、本調査の結果としては提供されなくなることの支障について、確認、整理する必要がありますと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、この論点に対する回答について、調査実施者である総務省統計局から説明をしていただきますけれども、調査事項の変更内容が多岐にわたりますので、「a 調査事項の追加」、「b 調査事項の変更」、「c 調査事項の削除」の3つの論点ごとに分けて審議を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

それではまず、論点の「a 調査事項の追加」について、調査実施者である総務省統計局から御説明をお願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 総務省統計局でございます。ただ今御説明がありました審査メモの論点に対する回答について、御説明いたします。今の審査メモとは別に、資料3として、説明資料を設けさせていただきました。お手元に御用意いただければと思います。

まず、こちらの資料の1ページ目から4ページ目までで調査事項の追加について回答させていただきますので、一旦ここまで説明させていただきます。併せて、資料1-2として諮問資料があるかと思っております。こちらの最後の方に調査票の新旧対照表がございます。こちらも併せて参照していただければと思います。

それでは、まず資料3の1ページ目を御覧ください。調査事項の追加でございます。

まず、最初に(a)と(b)、頭に掲げてございます。「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」の調査事項の追加に関することでございますけれども、これに関する検討状況と経緯、それから、検討チームで取りまとめられた報告書の方向性を踏まえたかどうかということについてです。資料1-2では91ページを御覧ください。

「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」としまして、平成28年調査ではなかったのですが、令和3年調査では、御覧のような調査事項を追加することとしてございます。

資料1-2の91ページを御覧ください。

こちらについてのこれまでの検討の流れでございますが、大きく2つの流れがございます。まず1つ目ですけれども、資料3の1ページ目のアのところにありますとおり、まず第Ⅲ期基本計画ですとか、そこに記載されていますインクルーシブ雇用議連の提言を踏まえまして、障害のある者と障害のない者との比較を可能とする統計データの整備のために、内閣府で調査研究事業を立ち上げたということでございます。この中で学識経験者と内閣府、厚生労働省、総務省、事務局から成る検討チームを作り、そこに記載していますとおり、①から③までの設問の種類、国際的な基準に沿って検討を進めたということでございます。1つ目がワシントングループ、2つ目が今回採用することとしたい欧州統計局、3つ目がWHOのWHODAS 2.0です。こちらの3種類の選択肢の下で、試行的な調査、プレ調査を実施しました。その結果として、その下に記載してございます研究事業の報告書がまとめられたところでございます。大まかな方向性として、その柱書きの最後のところに書いてございますとおり、ワシントングループ、または欧州統計局のいずれかを基礎として検討するというような方向性が示されたところでございます。

さらに、その下の枠囲み、2ページ目に進んでいただき、下から2行目のところから御覧いただきたいのですけれども、「導入する基幹統計調査等の特性や制約にあわせた調査の設計を検討することが適切と考えられる。」という報告をいただいたところでございます。これが1つ目の流れでございます。

もう1つの流れが、2ページ目のイのところでございます。今お話しした、内閣府で実施された調査研究事業とは別に、総務省の方で、令和3年社会生活基本調査を企画するに先立ちまして、有識者を交えた研究会を開催したところでございます。その中でも、社会生活基本調査の中で、障害者に関する設問を追加することの意義ですとか、報告書を踏まえた社会生活基本調査における障害者の設問の在り方について検討を進めてきたというところでございます。

この2つの検討の結果がウのところでございます。この令和3年社会生活基本調査に障害者を捉える設問を導入するとともに、新たに追加を検討する設問、つまり、先ほどの資料1-2の91ページです。これについては、今からお話しする①から④までの理由により、欧州統計局の設問を参考にすることとしたいということでございます。

まず1つ目ですが、①のところ、日常生活への支障の程度を尋ねる欧州統計局の設問ですけれども、まず欧州統計局のガイドラインですので、EU各国、主要先進国における生活時間調査でも広く採用されているというところでございます。この社会生活基本調査は

生活時間調査に該当しますので、同じ設問を採用することが適当であろうということでございます。②は①と関連するのですけれども、既にEUの主要先進国の生活時間調査で用いられている事例が多いので、先ほど障害者と障害のない方との比較というふうに申し上げたのですが、同時に我が国と欧州各国との比較ができるという利点がございます。③ですけれども、この社会生活基本調査は、平成23年調査のときから、「ふだんの健康状態」について尋ねているということがございまして、この欧州統計局の設問も、その「ふだんの健康状態」を尋ねた上で日常生活への支障の程度の設問を設定されているということもございます。最後に④ですけれども、ワシントングループの方の設問は、日常生活における6つの身体的な機能と申しますか、視覚・聴覚などについて、苦勞の程度を4段階で尋ねる形式となっております。社会生活基本調査では、そこに書いてございますとおり、教育ですとか、ふだんの就業状態、そういった社会的属性を中心に尋ねておりまして、視覚あるいは聴覚ですとか、そういった身体的な機能に関する内容を詳細に尋ねる性質の調査ではなく、こちらを採用するということは難しいだろうということでございます。要するに、これまでの社会生活基本調査の中で既にある設問ともマッチしますし、欧州統計局の方で既に採用されている事例がありますし、同じく国際比較もできますし、ワシントングループの方は若干そぐわないだろうという理由から、欧州統計局の設問を参考にするということでございます。こちらにつきましては、最後のなお書きのところに書いてございまして、検討チームの有識者からも評価されておりますし、社会生活基本調査の特性や制約に合わせた調査の設計となっております。また、先ほどの報告書の方向性を踏まえたものになっていると考えております。

続きまして、資料3の2ページ目の最後の(c)のところですが、報告者に回答可能かどうか確認するなど、円滑な報告を得るための検討・対応をしているかということについてです。

めくっていただきまして3ページです。こちらの調査事項の追加に当たっては、先ほど少し触れましたプレ調査において、インターネット調査に回答していただいた方のうち、数名に対してグループインタビューを実施しているところでございます。先ほどの欧州統計局の設問における調査の実施可能性が既に確認されておりました、回答のしやすさについてもおおむね評価できるものというふうに確認されているところでございます。さらに、今回初めてこの調査事項を追加して調査を実施するわけなのですけれども、その調査の中でも、その「また」以下の2行目に書いてございまして、調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、報告すべき者に代わって当該報告を行うことができるといった代理記入を規定することとしてございまして、世帯員等が代わりに調査に回答できる仕組みを整えているというところでございます。

続きまして(d)ですが、日常生活に「非常に支障がある」あるいは「ある程度支障がある」といった抽象的な表現が用いられておりますが、こちらについて、紛れのない形で報告者に回答いただくための対応というのはどのようなものがあるのかということでございます。確かにこの「非常に支障がある」「ある程度支障がある」といった表現自体は、抽象的なように聞こえるところがあるかと思っております。ただ、先ほどの欧州統計局のガイド

ラインをそのまま引いているところをごさいますて、更に申し上げれば、説明の4行目のところですが、当該ガイドラインにおいて、例えば「非常に支障がある」の方につきましては、その後続くかぎ括弧にあるとおり、「通常、一人では活動を行うことができず、他者からの援助を必要とする」というような記載が、このガイドラインの中にごさいます。詳しくはその下にある枠囲みのところを御覧いただきたいのですが、このように、調査事項としてはガイドラインに沿って記載してごさいますて、そのガイドラインの中に、通常1人で活動を行うことができるかどうか、他者からの援助を必要とするかどうかといったことが記載されてごさいますので、これを「調査票の記入のしかた」などできちんと説明することによって、報告者の皆様が迷わず正確に回答できるようにしていきたくてごさいます。

めくってごさいますて4ページ、(e)です。もともとあった「ふだんの健康状態」と今回追加する調査事項、それぞれどういった役割分担を見込んでいるのかというところごさいます。これは第1段落に書いてごさいますて、「ふだんの健康状態」は、生活時間の配分に与える影響を念頭に、調査期日前後における「ふだんの健康状態」について回答いただく調査事項ということでごさいます。これに対して新設する「慢性的な健康問題」ですが、長期的な病気あるいは健康問題による日常生活への支障の程度について御回答いただく調査事項としてごさいます。すみません。少しだけ戻ってごさいますと、3ページ目の下の枠囲みのところですが、日常生活に「非常に支障がある」「ある程度支障がある」のいずれも、いろいろ活動を実行し達成することができない状態、または極端に困難な状態が、少なくとも過去6か月間継続していることという要件が記載されてごさいます。これが従来あった「ふだんの健康状態」と決定的に違う部分ごさいますて、調査期日の前後ではなくて、6か月間の要件が記載されているというのが、今回違っているところごさいます。

最後に(f)ですけれども、これは調査事項の追加によって、どういった集計事項の充実が想定されているかという話ごさいます。回答の第1段落のところは、従前の社会生活基本調査における主な集計事項のことを記載してごさいます。いろいろな生活時間に対してどれくらい行動した人がいるのか、行動した比率はどのくらいなのか、それに割いている時間はどれくらいなのかといったことが、従前から社会生活基本調査で集計されているわけなのですが、今回追加するこの調査事項についても、やはり男女別、年齢別といった属性事項とのクロス集計を行うことによって、最後から2行目のところですが、性別や年齢、就業状況などの別に行動者率や生活時間の違いを、障害をお持ちの方とそうでない方との違いを見ることが可能になるというふうにごさいます。

すみません。長くなりましたけれども、以上ごさいます。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対し、御質問や御意見のある方、御発言をお願いいたします。

どうぞ、事務局。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません。御議論いただく前に、事務局から事務的なことを1つ申し上げます。

先ほど御説明の中で、この資料1-2の91ページという案内がございましたけれども、論点の中では、既に設けられている「ふだんの健康状態」というところもございました。それを御覧いただくとすると、同じ資料1-2の17ページのところで、調査票Aの2ページ目になるのですが、左下の項番6番のところが「ふだんの健康状態」、これが従前からあったもの、そして右上、7番が今回新規で追加するということですので、こちらを見ていただければ結構かと存じます。すみません。失礼いたしました。

○津谷部会長 内山審査官、ありがとうございます。

では、御質問、御意見のある方、どうぞお願いいたします。

それでは、宇南山臨時委員、どうぞ。

○宇南山臨時委員 今回のこの「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」を調査対象とすること自体は、非常に良いことだと思います。ただ、「慢性的な健康問題」という言葉自体が、本当に回答する人にとって分かりやすいのだろうかと思います。例えば障害者を念頭に置いた調査であるというときに、「慢性的な健康問題」というのが、EUのガイドライン等では、障害を含む概念として提示されているということなのですが、一般的に聞かれた場合に、例えば先天的な障害を抱えている方などが、これは私に向けて聞いている質問だということが分かるのだろうか。逆に、高齢などを理由として日常生活に支障がある人が主な回答者になってしまうとすると、何を聞いている質問なのかが分からなくなってしまふということを考えますと、もちろん「調査票の記入のしかた」の中で追加説明をすとしても、「慢性的な健康問題」という言葉について、国際的な整合性を保ちつつ、もう少し他の表現がないのかというのを御検討いただければと思います。

○津谷部会長 統計局、お願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 御意見ありがとうございます。こちらの「慢性的な」という文言の置き方でございますけれども、原文の、要するにガイドラインの方では、long-standingとchronicをスラッシュでつないで記載されておりまして、先ほど御説明差し上げました内閣府の調査研究事業の中で、そのchronicを踏まえて慢性的というふうに置いたという経緯がございます。

宇南山臨時委員がおっしゃった先天的な障害も含まれるというふうにガイドラインには明確に書いてあるということもございまして、宇南山臨時委員がおっしゃったように、long-standingとchronicは、もちろん英語で書いてあるわけなのですが、それを国、あるいは言語に合わせて、適宜分かりやすくといいますか、見直すようにというようなことは書いてございますので、考えるとすれば、3ページ目の枠囲みにある、元をたどればlong-standingとあったので、それをそのまま訳すとすると、「長期的な・慢性的」というような感じはあり得るのかなというのは考えているところでございますが。

○宇南山臨時委員 健康問題と障害の境目は非常に難しいというのは理解するのですが、主たる言葉が健康問題といった場合に、どれぐらい分かりやすいか。「長期的」なのか「慢性的」なのかということよりは、「健康問題」という言葉遣いが分かりやすいのかというのが論点かなと思っています。

○津谷部会長 その他、何か御意見ございましたら。

川口臨時委員、お願いします。

○川口臨時委員 今の宇南山臨時委員がおっしゃったことは、私も御説明を伺っていて、やはりそうだなと思ひまして、この設問で、いわゆる障害というのを捉えるのは不可能なのではないかなと思います。おそらくここに載っているワシントングループの日常生活における6つの機能について聞くというようなことであれば、障害というのは多分捉えられるのだと思うのです。また、既にある質問との関係等で、今回は健康状態を聞くことにしたのだということであれば、説明として成立しているのですが、この設問を素直に読んで、これが障害を捉えているというふうに解釈するのは非常に難しいと思うのです。ですので、やはり、この統計で障害を捉えることは難しかったということなのかなと思ひました。

それで拝見すると、国民生活基礎調査などの基幹統計調査で捉えるということが、この報告書、議連からの提言ということなのかなとも思ひますので、ほかに捉えている統計があつて、そちらの方で捉えているので、この社会生活基本調査の方は、今までの質問等の経緯から健康状態について主に捉えているのだというような、そういうことなのかなというふうに理解したのですけれども、どうでしょうか。

○津谷部会長 統計局、いかがでございますか。

○越総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室調査官 ありがとうございます。まず、今おっしゃられたことに関して経緯から言うと、内閣府の方で検討いただいて、総務省統計局も参加させていただきましたが、その中でワシントングループの設問と欧州統計局の設問、主に2つ出てきておりまして、社会生活基本調査で採用するのであれば、欧州統計局の設問がマッチするのではないかなというようなことを、報告書を受けて我々として考えたということでございます。そういう意味で、もともと障害者対応ということで対応させていただいていますけれども、その中で、我々の今の社会生活基本調査の中で対応できる内容としては、今申しました欧州の設問がマッチするのではないかなということで、今回案を出させていただいたところです。

先ほど宇南山臨時委員がおっしゃられた、必ずしも障害と受け取りづらいのではないかなというようなお話、それから健康問題というのが捉えづらいのではないかなというお話もございましたけれども、一応国際比較というような意味合いもございまして、そういう意味で欧州統計局の設問がある程度ヨーロッパの方で受け入れられているというふうに認識しておりますので、その点で、なるべくヨーロッパの方で用いられている設問に近い形で設問を立てさせていただいて、日本の状況を把握するというのは、一つ意義のあることかと考えたところでございます。

○津谷部会長 どうぞ。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 事務局から失礼いたします。私、今は統計審査官という立場ですけれども、内閣府で主催された研究会、こちらが開かれたときには、今とは違う企画、つまり調査横断的になにがしかの検討をするという立場で参加をさせていただいていたのですが、そもそも今回のインクルーシブ雇用議連の提言で、障害者という表現は使われているのですけれども、要は、何らかの手帳を持っていられる方とか、何らかの公的制度を利用されている方に限定したものではなく、もっと広い

意味で、健康上の理由で日々の生活に御不自由がある方とない方、そういった方々との間で、どのような生活実態に違いがあるのか、そのようなものをより幅広くデータとして捉えるようにしようという御提言なのです。今回の変更もその一環で、社会生活基本調査で手帳などをお持ちの障害者の実態を捉えようということではなくて、日々の生活に不自由がある人とない人、その違いを生活時間という切り口で調べるとしたら、どのような組み込みができるだろうかということで、統計局の方から、研究会のときにも積極的に発言された。そして、実際これを追加するに当たって、どういう選択肢があるだろうか、その中でどれが一番ふさわしいだろうかということで、先ほどから御説明がある検討経緯を踏まえて、今回の設問7の調査事項につながっていると聞いておりますので、少し付言をさせていただきます。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 まさしくそのとおりでございます。先ほどから少し触れております欧州統計局のガイドラインのところでも、病気や障害、高齢を含めた、継続している身体的、知的・精神的、情緒的な健康上の問題を把握するというふうに、それにより活動が制限されているかどうかということ把握するというふうにさせていただきます。経緯としまして、先ほどお話ししたインクルーシブ雇用議連の提言、つまり障害者の方々の雇用を把握するというようなことが発端であるということとは間違いはないのですが、先ほど内山統計審査官からお話があった、障害を含めた生活に支障のある方の生活時間への影響を把握するという、欧州統計局のガイドラインの趣旨に従って、今回生活時間調査である社会生活基本調査に、調査事項として組み込ませていただいているということでございます。

○津谷部会長 どうぞ、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 今の御説明を伺って分かったことは、もしその趣旨であるとする、1段目の慢性的な病気や健康問題がありますか、ありませんかという質問が、非常に間口を狭めてしまうような印象を受けていて、いきなり日常生活、健康問題もしくは障害を原因として日常生活に非常に支障があるか、ある程度あるのか、全くないのかというところからスタートしてしまえば良いのではないかと思います。慢性的な病気や健康問題という質問自体が、そもそも6番との重複感が若干あるのではないかと、そこをどう切り分けるのかという話がありましたが、それがより明白になって、いきなり日常生活に支障ありますか、ありませんかという質問で始まってはいけなんでしょうか。最初に慢性的な病気や健康問題というものを抱えていないけれども、日常生活に支障がある人もいるでしょうし、抱えて支障もある人もいるかもしれないけど、知りたいのは支障があるかどうかだとするならば、最初の山をなくしてしまうという選択肢はあり得ないのでしょうか。

○津谷部会長 これに対するコメント、お答えはございますか。

○越総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室調査官 今回設問を案として立てるに当たって、先ほどからお話をさせていただいている欧州統計局の設問というものを、国際比較を可能にするという意味で、聞き方、順番も含めて、ある程度それに沿った形で設問を立てさせていただくということを考えておりました。ただ、社会生活基本調査の従来の設問の中でどういうふうに埋め込むかということもあるので、そこも含めて考えたの

ですが、欧州統計局の設問が現在の健康状態についてお答えくださいという設問から始まって、その次に慢性的な健康問題の有無についてお答えくださいという設問があり、次に支障があるかという設問があつて、最後に6か月以上継続していますかという段階を踏んで聞いている形になっておまして、今回設問の案を立てるときに、そのような段階を踏んだ形で埋め込むことが国際比較をする上でもいいのではないかとということで考えまして、もともと健康状態については、設問6でふだんの健康状態というのを聞いておりましたので、そこを起点にして、慢性的な健康問題として、欧州統計局のそれぞれの設問の、まずは慢性的な健康問題を聞き、その後で支障があるかどうかを聞き、その後で6か月以上継続しているかどうか聞くという形を、一応そのままなぞるような形で今回立てさせていただいたということでございます。どう聞くかというのはいろいろ考え方があるとは思ったのですけれども、一応スタンスとしては、今申しました欧州統計局の設問をある程度踏襲するという意味で、国際比較ということもある程度念頭に置いた上で考えるというようなことを今回させていただいたということでございます。

○津谷部会長 何かそのほか、委員から御意見ございませんでしょうか。

○川口臨時委員 やはりこの聞き方だと、障害をお持ちで日常生活に支障がある方は、漏れてしまうと思うのです。だから宇南山臨時委員がおっしゃったように、条件を付けずに、日常生活への支障がありますかということで聞くのであれば、障害があつて支障がある方もお答えになるのだと思うのですけれども、ただ御説明で、欧州統計局との国際比較の可能性ということをおっしゃっているので、そちらに合わせるとなると、どうしても障害というのは漏れてきてしまうということなのだというふうに理解しました。なので、そこにはトレードオフがあるのかなと思います。トレードオフがあつて障害の部分を諦めているのに、いや、この質問項目で障害が捉えられているのですよという説明をしてしまうと、少し無理が出てきて、違和感が出てくるということかなと思います。やはりセンシティブな問題だとも思いますし、障害のことを健康状態なのだというふうに分類しているのだと捉えられないように気をつけられた方がいいのかなと思いました。

○津谷部会長 そのほか御意見ございませんでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 慢性的な病気と言われると、例えば、ある程度の年齢になったら、糖尿病とか、腰痛とか、何かそういうことを発想してしまうと思います。川口臨時委員がおっしゃったように、病気がなくて障害がある方というのは、病気はないなというふうに回答してしまう可能性もあると思うので、HETUS（EU統一生活時間調査）の方でどういう分析を、この設問を使ってやっているのかという実例を見せていただけるとありがたいなと思います。それでどういう方を障害者として定義しているのかということをお伺いさせていただきたい。それから、このガイドラインを見ますと、「非常に支障がある」というのは、通常1人では活動が行えなくて、常に援助者が必要というような状態のことなのですが、この調査票だけ見ると、「非常に支障がある」とか、「支障がある」という支障の程度がものすごく個人の判断に委ねられてしまって、ぶれが大きくなると思うので、その説明をどうするのか。それから、通常の活動が1人では行えないという状態が6か月以上継続して

いないというのはどういう人なのかみたいなことの説明をどうするのか。自分の状況をきちんと的確に選んで回答できるかということについて、もう少しいろいろな事例を考えて、この人たちが正しく誘導されて、回答にたどり着けるかを少し検討して、工夫してみてください。

○津谷部会長 ありがとうございます。確かに、「ふだんの健康状態」と「慢性的な健康問題」と、この見出しだけを読みますと、やはり少し混乱をするようにも思います。設問6の方は先ほどの御説明では最近のことだと伺いました。設問7は、long-standing/chronicだということなので、この調査は、インタビューでいろいろ質問をされて、答えていって質的な情報を取る調査ではありませんので、この工夫、大変必要になるかと思います。ただ、設問6を変えてしまいますと、これ以前からある質問ですので、今度は時系列の継続性が損なわれてしまいますので、それをやってまで、この設問7をどうするのかという問題も含めて、考える必要があるかと思います。ただ確かに「ふだんの健康状態」と「慢性的な健康問題」、これきちんとした説明を全部読んで答えてくださればいいのですけれども、若干迷う点があるのかもしれないと思います。

先ほどからの御議論を整理いたしますと、この新設される質問7は、長期的・恒常的に体、身体に御不自由があるのかないのかということですが、厚生労働省が作成している通常の障害者統計に関する調査よりは、もう少し広い範囲を念頭においていると思います。その上で、いろいろな生活時間及び生活行動を分析できるのではないかと、そして国際比較が可能で、妥当性の高い情報を取れるのではないかと、これは大事なものだと思います。ただ、この設問6と7の区別と、先ほどから御意見があります、この設問6と7で全てのカテゴリー、あまり混乱をしないで回答者がきちんと答えることができるのかという、これはいろいろな条件が付いておりますので、コンディショナルな、特に設問7は選択肢になっておりますので、今回、これについてはいろいろな御意見をいただきましたので、調査実施者の方で再整理、再検討をお願いしたいと思います。この際でございますので、その他御質問、コメントございましたら、ここでまとめて伺えればと思います。その上で、部会は一応2回を予定しておりますので、再検討をいただきまして、次回の部会できちんとしたいということですが、藤原専門委員、いかがでしょうか。

○藤原専門委員 藤原です。設問6についてはそのままにするのがいいかと思います。私としては、障害ということに関心があれば、設問7だけではなくて設問8も併せて見た上で、我々研究者としては、これが障害だというふうに定義して分析するというような手続になるのかなと思いました。厚生労働省でも調査をやっているのですけれども、あの調査でも障害を取ることは非常に難しいというか、線引きが難しいという中で、多分1つの質問で捉えられるようなものではないのですけれども、この質問から、我々が何を想像して、分析していくのかというところが重要なのかなと思いました。6か月継続して支障があって、介護を受けている人というのは障害があるのに近いというか、かなり健康問題が大きい人なのだろう、ただ、支障があっても経済的な面、あるいは近隣のサポートがないということで介護を受けられないという人も当然いますので、そこは難しいことかなと思いましたが、これだけの情報、設問7と8というのをうまく組み合わせることができ

ば、より我々が求めている統計というものに近いものが得られるのではないかと思ったのですが、やはり設問7の導入のところだけ少し工夫を検討していただければ、軽微な修正かなと思います。国際比較を維持するというのも非常に重要ですので、そこを大きく逸脱しない形で、ただ我々の目的に沿ってきちっと回答していただくというような、いい解決方法を御検討いただければと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

どうぞ、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 先ほど部会長のお話にもあったのですが、身体という言葉が出ていたのですけれども、知的な障害も含むというふうに書かれていますので、その点についても、きっちり含むという定義を維持するのか、維持するのであればそれを分かりやすくという点も、是非踏まえていただければと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。フィジカルのみでなく、メンタルをどうするのかと。いろいろな御質問、御意見、たくさんいただきましたので、これ検討をして整理させていただきまして、次回の部会で再度これについて御説明、御回答をいただけますでしょうか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 はい、そのようにさせていただきます。

○津谷部会長 では、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に論点の「b 調査事項の変更」について、また調査実施者である総務省統計局から御説明をお願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 改めて資料3の5ページを御覧いただけますでしょうか。資料1-2ですと92ページになります。

調査事項の変更のところでございます。まず、(a)の介護の部分でございます。①のところでございますが、介護の調査事項を世帯主が回答するものから各世帯員が回答するものに変更したということについての理由と、背景事情でございます。先ほど藤原専門委員の方からありましたけれども、従来世帯属性として集計したものを個人属性として集計することによって、とりわけ高齢社会が進展する中で、介護を受けている人の生活時間の使い方をより詳細に分析できるようになるというところでございます。

調査事項としては大きく変更しているわけではありませんが、「世帯員以外の人から介護の手助けを受けていますか」という世帯に向けた調査事項を、世帯員に向けた調査事項に変更するという事で、「自宅に住んでいる人から受けている」「自宅外に住んでいる人から受けている」というような調査事項に変更しつつ、調査票の置き場所も変更しているというところでございます。

続きまして、資料1-2の96ページを御覧いただきたいのですけれども、「学習・自己啓発・訓練について」のところでございます。説明資料、資料3の5ページの下の方ですけれども、「どのような方法でしましたか」の中で、新旧対照表を御覧いただくとお分かりかと思うのですが、「テレビ・ラジオ」としていたものを「自学・自習」というふうにしまし

て、「職場での時間外」というのを「勉強会など」というふうにしまして、「ハローワークを通じた職業訓練など」を削除しているということでございます。まず「テレビ・ラジオ」と「自学・自習」のところですが、まず、この調査事項の中で「その他」というふうになっていたところが、その行動者割合が全体のおよそ5割を占めているような状況になっていたということございまして、何か潜り込んでいるものを具体化するという見直しが必要になってきていたというところでございます。そこでこれを改善するために、厚生労働省が実施されている能力開発基本調査の結果を確認させていただいたところ、4行目ぐらいのところにあるのですけれども、社会生活基本調査の中では存在していない選択肢として、「ラジオ・テレビ・専門書・インターネット等による自学・自習」というのが、実施方法として最も高い結果として出ていたということがございます。そこで、先ほど申し上げた5割の「その他」のところには、この「自学・自習」が入っているのではないかとこのように考えまして、「自学・自習」を追加した形式によるアンケート調査を実施して、回答状況を確認いたしました。その結果、「自学・自習」の行動者割合がおよそ60%で、「その他」がおよそ10%となりまして、「その他」の行動者割合が大幅に下がることを確認したというところでございます。このため「自学・自習」を新設することというふうにしなうかと考えてございます。そして平成28年調査の調査事項の選択肢のところを整理させていただく過程で、「テレビ・ラジオ」を含めました「自学・自習」ということで、この「テレビ・ラジオ」を包含する形で「自学・自習」を設けるということにしたところでございます。

続きまして6ページ目です。真ん中の辺りにある②-2のところですが、「職場での時間外」としていたところを「勉強会など」というふうに変更したところでございます。平成28年調査における、「職場での時間外」の定義なのですが、3行目辺りに書いてございますけれども、職場研修以外で勤務時間外に職場で自主的に行っているものと定義をしていたところでございます。しかし、この名称から、今お話ししたような内容を連想することが困難であるという意見が地方公共団体の方からあったところございまして、先ほどお話しした能力開発基本調査の結果でも、近年朝活ですとか、そういった職場外で自己啓発のための勉強会に参加する取組も増えている状況にありますことから、「職場での時間外」、つまり、先ほど申し上げた職場研修以外の勤務時間外に職場で自主的に行っているものというふうに限定する必要はなく、そこで区別する必要はないものだというふうにお考えしました。これを踏まえまして、職場外も含めて自主的に行っている勉強会などを包括する選択肢として、「勉強会など」という選択肢を設定し、それに包含される形として、先ほどの「職場での時間外」というものがこの中に入ってくるというふう整理をしたところでございます。

また、最後に6ページ目の下の「ハローワークを通じて職業訓練など」を削除しているところでございます。こちらについては、この社会生活基本調査の平成18年調査以降、こちらの行動者割合が極めて低いということ、また、めくっていただきまして、厚生労働省をはじめ、各省や地方公共団体に確認させていただいたところ、存続要望がなかったことから、削除による特段の支障はないものと考えたところでございます。

続きまして、資料1-2で97ページを御覧いただきたいと思います。

「スポーツ 趣味・娯楽について」の選択肢の変更でございます。「ゲートボール」を「グラウンドゴルフ」にしたほか、「ヨガ」を追加しているということでございます。こちらは平成23年調査と平成28年調査の中で、「その他のスポーツ」というフリー記入欄、こちらを特別集計した結果として、行動者率の高い上位5種目を並べたものが※3のところがございます。「ヨガ」と「グラウンドゴルフ」の行動者率が高いため、これを固定種目へと新たに追加するという案でございます。他方で、その固定種目別の行動者率を見ると、「ゲートボール」の15歳以上行動者率が一貫して低い水準でありまして、65歳以上行動者率を見ても「グラウンドゴルフ」を下回っているということです。総体的な評価として、この選択肢、つまり「ゲートボール」の選択肢の必要性というのが低下しているだろうと考えまして、記入者負担を勘案して、こちらを削除するという案にしております。

続いて8ページを御覧いただきたいのですけれども、資料1-2では98ページです。

「趣味としての読書」とあった調査事項を、漫画を除くものと「マンガを読む」に分割するという案でございます。こちらについては、一言で申し上げれば、漫画の市場が増大してきていることと、また、分割することについての要望もあるということから、このような形で案を設定しているというところがございます。データにつきましては、※6と※7のところを御覧いただければと思います。

めくっていただきまして、同じく98ページですけれども、「スポーツ観覧」を「スポーツ観覧・観戦」というふうに変更するほか、「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」について、音楽会という言葉コンサートをに変更するというところがございます。また、「テレビゲーム・パソコンゲーム」を「スマートフォン・家庭用ゲーム機などによるゲーム」というように、それぞれ名称を変更するというところがございます。スポーツについては、一般的にスポーツ観戦と表現されることが多いということで、名称変更でございます。また、音楽会とコンサートについては、コンサートの方が一般的な呼称と考えられるというところがございます。テレビゲーム・パソコンゲームにつきましても、呼称が現在一般的ではなくなっているので、より一般的なものに利用媒体別のゲーム人口状況を踏まえて、名称と順番を変更するものがございます。

続きまして9ページの下でございます、④のところ。調査事項「生活時間について」の「スマートフォン・パソコンなどの使用」を追加でございます。資料1-2では99ページと100ページを御覧いただきたいのですけれども、まず、99ページからです。

平成28年調査では、御覧のような形で調査期間の2日間の中でスマートフォン・パソコンなどを使用したところをマークしていただくというような調査事項でございました。こちらを削除いたしまして、代わりに100ページ、平成28年調査のところをまず御覧いただきたいのですが、それぞれ行動の種類がありまして、その右側の方に、碁盤の目のような形で、どの時間帯にどの生活行動を取っていたかについて線を引いて回答する形式になっているのですけれども、左側の令和3年調査の案では、行動の種類「20 その他」の下に、「スマートフォン・パソコンなどの使用」という欄を設けまして、それぞれの時間帯で使用したか使用しなかったかというのを、線を引いて回答する形式にしているということがございます。こちらにつきましては、今、見ていただいておりますかと思うのですけれど

も、平成28年調査の場合には、生活時間の使い方を回答する調査事項とは別の調査事項としていたため、有識者の皆様から、生活時間の使い方とクロスした集計ができずに使いづらいというような御意見があったところでございます。さらに、スマートフォンやパソコンなどの利用目的については、ほかの統計調査で既に調査されているというようなところもでございます。そのため、今回独立した調査事項とはせずに、100ページに記載しているような、時間帯別の生活行動の調査事項と一体的に把握するということによって、生活行動の中でスマートフォン等の情報通信機器をどの程度使用されているのかということ把握するように変更したいということでございます。

続きまして、10ページ目の中ほどで⑤ですけれども、こちら調査票Bの話です。資料1-2の101ページを御覧いただきたいのですが、調査票Bでは、先ほどの線を引くような形ではなくて、生活行動を具体的に書いていただくという調査票の設計になってございます。平成28年調査を見ていただきますと、一番左のところに「おもに何をしていましたか」という、実際に書くところがございます。その横に「スマートフォン・パソコンなどの使用」という欄がございます。ここに丸を付けていただくような形になってございます。さらに、調査票Bでは、同時に何かほかのことをしていたかどうかという欄も設けてございまして、こちらについても、「スマートフォン・パソコンなどの使用」という全く同じ欄を設けているところがございますが、これを令和3年調査では、左側にあるようなブルーのところのように、「スマートフォンの使用」と「パソコンなどの使用」の2つに分割するというところでございます。

資料3の10ページまで戻っていただきたいのですが、この分割につきましては、第2段落のところがございますとおり、スマートフォンがパソコンに比べると手軽に使用しやすいという意味で、我々の生活時間にあらゆる場面に浸透してきているということもでございます。このため、この使用が生活時間配分に一定の影響を及ぼしている可能性が高いと考えてございまして、「スマートフォンの使用」というのを独立して調査するという案にしているというところでございます。これによりまして、そこに掲げている1から3のような分析ができるようになるというふうに考えてございます。

まず1番ですけれども、スマートフォンの使用時間の長さ別に生活時間配分の違いを分析でございます。これは使用目的にかかわらず、スマートフォンを長時間使用するの方が、例えば仕事時間が長い、睡眠の時間が短いといったような影響ですね。2番目は、行動の場所、あるいは年代別のスマートフォンの使用傾向でございます。先ほどスマートフォンはパソコンに比べて手軽に使用することができるというようなお話をさせていただいたのですが、例の1にありますとおり、ゲームをする場合であっても、移動中や隙間時間などでゲームをするというときに、パソコンを使うよりはスマートフォンを使う人が多いのではないかなというようなことです。あと3番のところですが、先ほど調査票Bの同時行動の話をしていただきましたが、スマートフォンの「ながら使用」についても、この例に記載してございますとおり、通勤中にスマートフォンで読書をする、あるいは入浴中にスマートフォンで動画視聴をする、そういった人の割合なども分析できるというふうに考えてございます。

めくっていただきまして11ページ、⑥－1です。資料1－2では102ページになります。平成28年調査では「在宅勤務」とあったものを「テレワーク」としまして、その内訳として、在宅勤務、それ以外というふうに分けました。さらに、「その他」のところを「いずれにも当てはまらない」というふうに変更しているというところがございます。資料3の11ページに戻っていただきまして、「在宅勤務」を「テレワーク（在宅勤務）」に変更したということにつきましては、昨今の働き方改革、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、テレワークが社会に普及しつつある現状を踏まえまして、テレワークを把握することにしたところがございます。これに伴いまして、在宅勤務をテレワークの在宅勤務として把握するというところがございます。さらに第3段落の「また」のところですが、従来の在宅勤務の定義に含まれなかった部分もあろうかというふうに考えてございます。個人事業者、あるいは小規模事業者が行うテレワーク、いわゆる自営型テレワークと呼ばれるもの、こちらについても、「テレワーク（在宅勤務）」という、この用語から想定される射程内に入ると考えられますし、そもそものところで申し上げれば、社会生活基本調査が生活時間に関する調査でございますので、このような方々も生活時間の変化に大きな影響を及ぼすと考えられることから、この調査の趣旨からいっても、このような方、自営型テレワークの方についても、テレワークの在宅勤務として把握すべきものであるというふうに考えたところがございます。このため、このようなものを含めまして「テレワーク（在宅勤務）」として調査するというのを考えてございます。さらに、「テレワーク（それ以外）」というものを追加してございます。これはテレワークという単語だけで、在宅勤務以外のテレワークというものも考えられるだろうというところから、明確化するために追加しているところがございます。具体的に言いますと、サテライトオフィス勤務、あるいはモバイルワーク、このようなものも含まれるのだろうということでございます。※の10にありますとおり、サテライトオフィス勤務は、勤務先以外のオフィススペースでパソコンなどを利用した働き方でございますし、モバイルワークにつきましては、営業の方が出先に出られている場合ですとか、そういった方が顧客先、あるいは移動中にパソコンや携帯電話を使うことによって行うテレワークということでございます。これを「テレワーク（在宅勤務）」とは明確に分けるために、「テレワーク（それ以外）」という調査事項を追加させていただきたいという案にしてございます。

資料3の12ページでございます。⑥－2、「その他」を「いずれにも当てはまらない」に変更したというところですが、平成28年調査の選択肢「その他」が、端的に申し上げれば内容が少し伝わりづらいというようなところがございます。さらに、先ほど御説明したとおり、「テレワーク（在宅勤務）」と「テレワーク（それ以外）」を選択肢として設定する一方で、テレワークではない通常の勤務について「その他」を選択するとなると、調査対象者が混乱するのではないかといった御意見がありました。このため「その他」というのは、要するに左側の選択肢のいずれでもないということを確認するために、「いずれにも当てはまらない」に変更するというふうにしたところがございます。

以上の調査事項の変更につきましては、(b)に記載してありますとおり、各省庁、地方公共団体などに確認したほか、先ほどの研究会でも有識者の皆様方に御議論いただいたと

いうところでございます、支障が確認されず、特段の影響はないものというふうに判断したところでございます。

すみません。以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。御説明、大変多岐にわたっております。それでは、ただ今の御説明に対して、御質問、御意見のある方、お願いいたします。

どうぞ。川口臨時委員。

○川口臨時委員 ありがとうございます。資料3の6ページの②-3の調査事項の「学習・自己啓発・訓練について」の中から「ハローワークを通じた職業訓練など」を削除というのが提案されているのですが、その理由として、この同じページの上の方に載っている数字が言及されておまして、行動者率が低いということでございますが、これはある意味当然なのかなと思うわけです。ハローワークを通じて職業訓練を受けられる方というのは、労働力人口の中で、失業されている方なわけで、本来、失業者が分母になる。大体この労働力人口が、人口に占める割合は60%ぐらいだと理解しているのですけれども、現在の失業率が3%です。そう考えますと、60%に3%を掛けると1.8%なのです。1.8%の人が分母だと。その中で1.5%、1.9%、0.8%の方が受けていらっしゃるというのは、かなり大きな数字だというふうに捉えております。それで、もう一つの観点なのですけれども、この職業訓練、公費が入っている国の政策ですので、現在のEBPMの流れを考えると、こういう公的な政策に関しての変数を落とすということに関しては、相当慎重に検討された方がよいのではないかなと思いました。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。調査実施者いかがでございますか。

○越総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室調査官 今おっしゃられたのはそのとおりかというふうに考えております。ただ、一応、今回変更ということで、この部分を削除させていただいた案としたのは、説明の中でも申し上げたところではありますが、全体の中での割合、もちろんおっしゃられるように、失業者の中でどうかという、また違った見方もあると思うのですが、全体の中では少し小さいかなということと、あと各省にも一応確認をした上で、地方公共団体も特に異論はなかったということもありました。先ほど委員からもお話がありましたが、EBPMの観点から、そういうことも必要かなということやらせていただいたのですが、一応、特段異論はなかったということで、今回案の中に入れさせていただいたということではございます。

○津谷部会長 川口臨時委員、いかがでございますか。

○川口臨時委員 厚生労働省のどこの部局に問い合わせたかということもあると思いますし、そもそもEBPMで自分たちの政策を評価してもらいたいと思っているかどうかという問題もありますし、厚生労働省が反対しなかったからやらなくていいという話にはならないのかなとは思いますが。ですので、そんなにスペースを取るところでもないの、復活を御検討いただければありがたいと思います。

○津谷部会長 どうぞ。

○越総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室調査官 今御意見いただきまし

たので、検討をさせていただきたいと思います。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。労働力調査ではないという御見解かと思います。これは生活時間調査であるのだと。ただ、これ確かに公的資金が、この職業訓練、入っていることでもありますので、もう一度検討をお願いするというところでよろしいでしょうか。

その他、御質問、御発言ございませんでしょうか。

宇南山臨時委員、どうぞ。

○宇南山臨時委員 スマートフォンとパソコンを別立てにして調査するというのは、それらが道具であることを前提とすると非常にいい変更だと思ったのですが、1点少し気になるのは、それを使っていない、ある行動を取ったときに使っていない人が、そもそもスマートフォンとかパソコンを持っていない可能性があって、若者が自宅でもスマートフォンを使っているという、例えば1つの理由として、パソコンをそもそも持っていないという可能性が結構あるかなと思っていて、そこをかなり充実させるのであれば、なかなか追加は難しいとは思いますが、保有についてどこかで尋ねる必要はないのか、もし御意見があれば、お聞かせいただければと思います。

○津谷部会長 調査実施者、いかがでございますか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 おっしゃるとおり、調査票のスペースの問題もあるのですけれども、手元に今データがないのですが、スマートフォンの保有状況ですね。使用率につきましても、事前に、今回分割するに当たって確認したところ、各年代、特に若年層は言うまでもないかと思うのですけれども、年代ごとに見ても、保有率、普及率といったものについては、パソコンに比べてもある程度高く出ているということがございますので、そこについては十分調査に足り得るのだろうというふうに判断して、このような調査事項の案にしてみたとところでございます。

○津谷部会長 はい、どうぞ。宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 やはり質問事項を増やすのも難しいかなと思うので、理解しました。

あとグラウンドゴルフについてなのですが、これは非常にささいなことで、ゲートボールを廃止するというので基本的には問題ないと思うのですが、私の素朴な観察だと、ゲートボールが全体としては、トレンドとして高齢者の方の中ではやらなくなって、グラウンドゴルフに移行しつつあるというのはあるのですけれども、あまりそこに区別はなくて、近所でやっているかどうかというのが大きかったりして、なおかつその地域性というのは結構あるものなので、「グラウンドゴルフ」に代替ではなくて「グラウンドゴルフ・ゲートボール」にしても、その生活時間とか行動を見る上ではあまり影響ないので、依然として1%ぐらいの人がやっているとする、「グラウンドゴルフ・ゲートボール」という選択肢もありなのではないかなと。そこをあまりみんなが区別していないし、分析者もそこを区別したいとあまり思わないとするならば、ありかなと思いました。ここは単なる意見なので、可能であればというところです。

○津谷部会長 何かお答えございますか。このグラウンドゴルフとゲートボールについてですが。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 今、宇南山臨時委員がお

っしやったグラウンドゴルフとゲートボールの話については、先ほどから御説明している研究会の中で、実は議論が出ていたところをごさいますて、ただその時に、ゲートボールとグラウンドゴルフのように別のものを中ポツでつなぐと、それぞれが分けて把握できなくなるので、なるべく避けていただきたいという意見が出てきて、今回、より行動者率が高いグラウンドゴルフの方を選択させていただいているという案をごさいます。

○津谷部会長 書き込みの欄にゲートボールと書けなくはないということかと思ひます。

また、パソコンやスマートフォンの保有についてここで聞かなくていいのかという質問ですが、これは生活時間調査ですので、宇南山臨時委員もおっしやったように、調査票のスペースの問題もあるかと思ひますが、ただ、職場のパソコンを使う場合は保有ではありません。また、スマートフォンを自分ではない人が使うということは想定が難しい。それをやり出すと非常に複雑になってくるため、この調査では網羅できないかと思ひます。大変重要なことではあるのですけれども、やはり生活時間をきちんと把握するということから考えたときに、そういう方面から検討する必要もあるかなと思ひました。ちなみに国勢調査では、試験調査だったと思ひますのですけれども、このオンラインでの回答というのを推奨するときに、持っていない、だから答えられないというふうな選択肢もあったように思ひますので、ほかでもいろいろな情報は取られているように思ひます。すみません。感想をごさいます。

そのほか何か。はい、どうぞ。藤原専門委員。

○藤原専門委員 スマートフォンのところなのですけれども、2日間とも使用していなかったらおそらく持っていないだろうという判断になるのかなと思ひます。私はスマートフォンを持っているから、そんな生活をこれまでしたことがないので分からないのですが、集計レベルでそのようなことは行うのでしょうか。この人は2日間ともスマートフォンをどこでも使わなかったというような集計があれば、先ほどの質問、この人はそもそもスマートフォンを持っていないのだというような集計ができるのかどうかというところ。

○津谷部会長 すみません。御質問の趣旨は、もし、例えばスマートフォンを2日全く使用しなかったら、これはスマートフォンを所有、保有していないというふうに推定、みなすことができるのかと。そういう集計ができるのかという御質問でしょうか。

○藤原専門委員 はい、そうです。

○宇南山臨時委員 集計すれば代理変数として使えるから、そういう結果を公表する予定があるかということですか。

○津谷部会長 どうでしょうか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 すみません。質問とずれていたら申し訳ないです。保有しているかどうかということの代替変数として、2日間スマートフォンを使っている時間がゼロだった場合にはというようなお話だったというふうに、今理解したのですけれども、先ほどの資料3の分析事例のところでも少し触れたのですが、10ページのところで、これは調査票Bの話ではあるのですけれども、1番のところ、スマートフォンの使用時間の長さ別に生活時間の配分の違いを分析というふうにしてごさいます。これは前回の調査票、平成28年調査のときにも、先ほどのマークシートの調査事

項のところで集計を行ったのが、スマートフォン・パソコンなどを使用した時間別に見たときの生活時間の傾向のようなものは報告書としても出しているところまでございまして、2日間続けて使用していないというのはないのですが、使用時間の長さの中に、「使用していない」という区分があり、厳密に言うと違うのですが、何か近いものがあるのではないかとこのように理解しています。

○藤原専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○津谷部会長 1日、2日スマートフォンを全く使わない、これをどういうふうに解釈するのかというのは、研究者の御判断によるようにも思いますので、やはり調査としては、客観的な統計データを出していただき、それから、これをどういうふうに解釈するのかということについては、いろいろな御意見があるかと思いますが、できる限り研究者、利用者を使い勝手のいいような集計をしていただくということでもよろしいでしょうか。

○藤原専門委員 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

そのほか何か御意見、御質問はございますか。

先ほど少しコメントが出ましたが、職業訓練でございますね。それについては宿題ということで、再度御検討いただいて、次回の部会で、また御説明、御回答をいただくということで、その他につきましては、今日のところは特段御意見、御異論はなかったということで整理させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に論点「b 調査事項の削除」についてです。総務省統計局から御説明をお願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 改めまして資料3の13ページを御覧ください。資料1-2では103ページから104ページになります。

まず(a)ですが、今回削除を計画している調査事項3つございまして、それぞれどういった利活用を想定して把握していたのかというような論点でございます。生活時間調査でございますので、一言で申し上げれば、このような属性が生活時間にどの程度影響を与えるのかということ調査しているということでございます。例えばですけれども、住居の種類の場合でしたら、住居が持家か、借家なのかによる生活様式の違いが、ひいては生活時間にどういった影響を与えるのかといったことを明らかにするということが目的としていたところでございます。

(b)と(c)でございます。削除する理由と、それに伴う支障ということでございまして、まず、①の天気ですが、先ほどと回答の線は同じなのですが、各省庁と地方公共団体に確認したところ、いずれも存続希望がなかったということでございまして、削除することによる行政利用上の支障はないというふうに考えているところでございます。また、気象情報につきましては、気象庁のウェブサイトその他から、同様のデータを取得することが可能ということもございまして、調査対象者への記入者負担も考慮し、削除する案というふうになっているところでございます。基本的には②と③についても同じでございまして、いずれも存続要望がなかったというところでございます。また、調査事項に係る生

活様式の違いによって、一部の生活行動にはもちろんある程度差は見られるものの、傾向的な違いが見られないということもございまして、こちらも記入者負担を考慮して削除することとしたいというところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明に対しまして、御意見、御質問ございませんでしょうか。

どうぞ、川口臨時委員。

○川口臨時委員 いろいろ質問してすみません。この3つのうちで、天気に関してはほかの情報を充てるというのは可能だと思います。それで、住居はおいておくとしても、自動車の有無というのは、結構生活時間の使い方に影響を与えるのではないかなという気もするのですが、この有無によって、生活時間の使い方に差は出てきていないのでしょうか。

○津谷部会長 統計局、お答えお願いいたします。

○越総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室調査官 自家用車の有無で、例えば仕事の時間が少し長くなるとか、短くなるとか、そういう話は多少あるのですが、全体的に、それ以外で何か顕著な違いがみられるかという点、それほどないというのが過去のデータを見たところでの我々の認識でございます。また、自家用車の場合、例えばカーシェアリングみたいなものも最近増えてきているとか、車の利用の仕方も様々なやり方が出てきており、自家用車があるかどうかと聞いてしまうと、それはそれでまたミスリーディングなところもあるかなというところも、補助的な情報としてはあるかなと思っていて、そういう意味で若干時代と、もしかしたらそぐわなくなっているかなという点も今回削除の対象とさせていただいた理由の1つでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。そのほか、もし川口臨時委員、何かございましたら。

○川口臨時委員 よく分かりました。ありがとうございます。仕事を増やして本当に申し訳ないのですが、参考までに何か、前回の調査で車がある人とない人で、主な時間利用の仕方がどのように変わったかとか、そういう資料があるとよかったかなと思いました。

○津谷部会長 主な生活時間でいいので、この前回の調査で、自家用車を持っているかどうかで、クロス集計をお願いできればと思います。

○越総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室調査官 次回お示しさせていただきます。

○津谷部会長 確かに、車を所有しなくても使うわけですので、何度も申し上げますが、生活時間調査ですので、あまり詳しい保有その他の状況、カーシェアリングも大都市では特に、皆様、所有はしなくて、いろいろな車を使う方法があるというふうに私も認識しておりますが、削除するに当たっては、きちんと確認を取るという意味で、集計をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

その他、御質問はありますか。

はい、どうぞ。宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 「この日の天気はどうでしたか」を削除するのはやむを得ないところもあるかと思うのですが、1点補完できるかどうかで、旅行に行った場合というケースが考えられて、旅先で雨が降っているかいないかで行動がどう変わるかというのが、例えば観光庁とかが関心がないのか、念のため確認いただいた方がいいのかなと思います。数としてそれほど出ることかどうか微妙なので、削除はやむを得ないかとは思いますが、例えば、過去の事例をみて何か分かるようなことがないということだけ、数として少ないから何も分かりませんというようなことが確認できていると安心かなと思います。

○津谷部会長 統計局、いかがでしょうか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 そのような確認はしていないので、どの程度そのような対象の方がいらっしゃるのかということ、旅行という区分としてきちんと出せるかどうかというのがありますので、確認をさせていただきたいと思います。

○佐藤委員 旅行・行楽に行っていたという人の比率だけでもよいのではないのでしょうか。

○津谷部会長 それぐらいでよろしいかと思います。

○宇南山臨時委員 十分だと思います。

○越総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室調査官 確認をさせていただいて、可能であれば次回お示しさせていただきたいと思います。

○津谷部会長 実数が非常に少ない場合には、クロス集計するだけの理由もございませんので。

○宇南山臨時委員 必要もないと思います。それが少なければ、居住地で代替できるというふうに考えます。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。そのほか御意見、御質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 天気の削除は、旅行・行楽の比率を確認させていただければ結構だと思います。かつて農作業等が多かった時代には、天気が重要だったのですけれども、あと天気が重要になるのは、子供の生活時間に着目した場合で、外遊びをするのかどうなのかというのがあったのですが、子供を中心とした調査ではございませんので、今回の場合は、天気は削除でそんなに大きな問題が生じないと考えます。

○津谷部会長 これは回答した御本人にお答えいただく自己申告ではなく、もしこの通常の居住地を離れている方があまり多くいらっしゃらない、割合が少ないと仮定したときには、居住地のその日の天気の情報は外から取れる、ある意味こちらの方が信頼性はより高いこともあるかもしれませんので、それについては、これでいいのではないかという御意見かと思います。お子さんがいらっしゃっても、その居住地の天気の情報から、それは集計分析できるかと思います。

そのほか何か御質問、御意見、はいどうぞ。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 すみません。先ほど御質

問のあったデータについては、平成28年調査の調査票情報を特別集計した結果によると、「この日は次のいずれの日でしたか」において、「旅行・行楽」と記入されたデータが2.7%でございます。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 いいと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。このほか何か御質問、御意見、コメントございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの自家用車を保有の有無別に、主な生活時間に差があるのかどうかをもう一度確認をしてもらいたいということで、そのデータを次回部会でお示しをいただければと思います。ただ、それはここで非常に大きな差があれば、また別ですが、今回のこの削除につきまして、おおむね御了承いただいたと整理させていただいてよろしいでしょうか。

次回の宿題が出ておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

では次、審査メモの4ページと5ページの(2)調査方法の変更に移りたいと思います。

これにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモの4ページ、調査方法の変更の審査状況と論点について説明いたします。

まず1つ目といたしまして、オンラインによる回答方法について、従来のパソコンによる回答に加え、スマートフォンやタブレット等の情報通信機器による回答を導入することが計画されています。これについての審査状況ですが、本調査に係る前回諮問の際の答申において指摘された今後の課題や、参考として表の方に記載しておりますが、第Ⅲ期基本計画の趣旨を踏まえた対応でありまして、報告者が回答する際の選択肢の充実や利便性の向上に資することから、おおむね適当であると整理しておりますけれども、論点といたしましては、前回の調査におけるオンライン調査はどのような形で実施したのか、オンラインによる回収に特に支障はなかったのか、また、スマートフォン等で回答する場合、パソコンに比べて画面が小さくて、操作誤りが発生しやすくなることも考えられますが、誤報告を防止するために想定している方策があるかなど、3つの論点を立てております。

次に調査の方法について、調査員調査及びオンライン調査を原則としつつ、今回は、災害や感染症等の発生により調査員調査が困難な場合には、郵送調査も可能とするという計画にしております。これにつきましては、統計業務の継続性を確保するために必要な措置であることから適当と整理しておりますが、5ページの方に記載しておりますとおり、論点のとおり、調査員調査による配布を前提とされているが、国勢調査のように非接触方式は想定されているかなど、2つの論点を立てております。

事務局から説明は以上です。

○津谷部会長 私の方で少し追加ですが、この部分は、実は前回の答申も踏まえた対応に関するものでもございます。ですので、併せてそちらについても、前回の答申を踏まえて対応しております。御説明、付け加えることございませんでしょうか。

どうぞ。内山統計審査官。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 少し議事が前後いたしまして申し訳ございません。今、説明いたしました調査方法の変更、スマートフォンを使うということなのですけれども、こちらにつきましては前回、5年前の答申のときの今後の課題ということで、パソコンだけではなくスマートフォンでも使えるようにしたらどうかという提案を頂戴しておりました。ですので、今回、それを踏まえた変更を検討されているということでございます。審査メモの10ページの項番の2番のところでございますとおり、全く別の項目であれば、別途時間を取って御審議いただくのですが、前回の答申を踏まえた対応ということでございますので、ここで書かれている趣旨と併せて御意見を頂戴するという形で審議していただければ幸いです。事務局から失礼いたしました。

○津谷部会長 これ前回の統計委員会への答申の際に、今後の取り組むべき事項として指摘された事柄でございます。この調査の性質上、スマートフォンで生活時間をどういうふうに答えるのかということ、スマートフォンは特に画面が小さいので、これは大変難しいのではないかと御意見もあったかと伺っておりますが、ただ、前回の答申にこれが事項として示された以上、やはりきちんと対応しなくてはなりませんので、そういう背景もあり、今回のこの調査方法の変更の御提案をいただいたわけでございます。

何か付け加えること、よろしいでしょうか。

では、統計局、よろしく願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 改めまして資料3の14ページを御覧いただきたいのですけれども、まず（a）のところでございます。前回調査のオンライン調査についてですが、先ほどお話出てしまいましたけれども、スマートフォンを使っておらず、パソコンのみということでございます。また、先行配布は行わず、同時に配布する形で実施させていただきました。オンライン回答の画面の見え方、あるいは操作方法については、おかげさまで好評をいただきまして、一部オンライン回答期間が短いといった御指摘を除けば、混乱なく実施できたというところでございます。

続きまして、論点の（b）と（c）でございます。スマートフォンの導入について、どのような検討をしているのかということでございますけれども、先ほど部会長からお話があったとおり、なかなかすぐにはという状況でございますが、電子調査票の開発に向けて、民間事業者と役務調達して契約をしているところでございまして、その民間事業者と連携しつつ、答申で、前回の今後の課題でいただきました誤報告が少なくなるように、利活用を向上させるための設計に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。なお、御参考までに、スケジュールについては14ページに記載しているとおりでございます。

めくっていただきまして、15ページでございます。オンラインからは少し離れまして、調査員調査の配布が前提となっておりますが、国勢調査のように非接触方策は想定しているのかどうかということと、災害や感染症の場合に限らず、郵送回収も提出方法の1つのオプションとすることは考えていないのかというようなお話でございます。社会生活基本調査につきましては、先ほど調査票への生活時間を線で書いていただくところを御覧いただいたかと思うのですけれども、記入者負担も重いですし、また、1行目に書いております

とおり、記入時点から時間が経過するごとに記憶が薄れがちな事項であろうというふうに考えてございます。そのため、負担が重いことに加え、そもそも正確な回答が困難となるという、この調査が抱えている特性がございまして、そういったこともございますので、(b)のところでございますが、災害、感染症等の場合に限らず、郵送回収で提出するというようなことについては、現時点では想定していないところでございます。調査員が向いて行って説明を行う、回答はオンラインでやってもらうというのは御説明したとおりでございます。これが一般論でございまして、次の第2段落の「しかしながら」のところ、昨今の新型コロナウイルス感染症、あるいは災害が起きた場合の影響によっては、これはもう調査員による配布・収集が困難な場合には、次善の策として、郵送による配布・回収とせざるを得ないということは想定しているという御回答になります。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。オンライン回答は、回答期間が少し短いのではないかと除けば、おおむね好評ということですが、スマートフォンを使って回答すること、これ外部委託をなさって、実は技術的に大変難しい問題で、すぐに対応できるということではないかもしれないけれども、このスケジュールに従って、今いろいろな取組をなさっているということ、そして今回、郵送回収を1つのオプションとして、ここではお認めをしておく、新型コロナウイルスの第3波が今来ているのではないかと、このところ、近日急速に感染者数が増加をしております。ワクチンも、希望を持てるワクチンが出てきたかどうかということを含めまして、これが広く日本の人口に行き渡るようになるまでには至らないのではないかと、この調査、次回の実施でございますが、そういうことも考えて、この郵送回収を提出方法の1つのオプションとしてここには残しておきたい。ただ、やはり原則、この調査の特性を考えますと、調査員による回収というものの原則ということとは明確にするという御趣旨だったかと思えます。

御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 この調査をスマートフォンで回答するというのは、相当無理があると思えます。それで、もちろんスケジュールに沿って動いていらっしゃると思えますけれども、前回答申の方も、検討する必要がある、という表現に留まっており、導入しなきゃいけないとは言っていないので、検討したということで、もし本当に誰もが安心して使えるアプリができなかったら、断念するというのも1つの方向ではないかと私は思います。

あとは、郵送での回答を可能とする事態になったときは、やはり調査員が説明するのに代わる、電話での質問受付みたいなものを用意する必要が発生すると思うので、郵送で回答みたいなきときには、是非そのこともセットにさせていただければ、回答者にとって便宜が図れるかなと思います。

以上です。

○津谷部会長 総務省統計局、何かお答えございましたら。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ありがとうございます。御指摘を踏まえて、スマートフォンの対応も検討を進めさせていただければと考えてござ

います。

非接触になった場合の問合せについても、おっしゃるとおりでございまして、この調査の場合も、世帯の方から、限定せず、この調査の御質問がある場合には、受け付けるコールセンターについても用意させていただこうと考えてございます。

○津谷部会長 郵送調査の対象というのだけれども、調査一般の御質問に対応するコールセンターは設置する計画であるということですね。ありがとうございます。スマートフォンの利用について、確かにこれはなかなか難しい。ただ、答申に書かれた以上は、検討をただ形骸的にやるということではなくて、将来のことも考えて、もうやめるということではなく、今回は保留をする、技術的な革新、その他の状況によって対応していくということで、ただ、確かにこれ、私個人的に聞いたときにスマートフォンでどうやって答えるのかなと少し思いました。

どうぞ、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 スマートフォンで答えるのは、おそらく調査票を紙媒体とほぼ同じ形式を取らなければいけないというのを前提にすると、すごく難しい。スマートフォンにはスマートフォンらしい様式というのが多分あって、ここでは電子調査票の規格という言葉で表されているのだと思うのですが、これがどこまで、統計委員会で認められた様式から逸脱できるのか。おそらく、もし本当に実施してもらうのであれば、統計委員会側でスマートフォンの様式を審査するのか、質問内容が一緒ならこういうふうになっていてもいいですよということを認めるのかというのを提示しないといけないのかなと思われま。その点を踏まえて、ボールがどちらにあるのか明確にさせていただきたい。また、もう一つ、もしある程度の様式を変更することを認めるのであれば、是非ともフラグを立てていただいて、これはスマートフォンによる回答です、これはオンラインのPCからの回答です、これは紙ですというのだけは残していただくようなシステムにしていただければと思います。

○津谷部会長 すみません。一応確認ですが、これは令和3年調査、次回調査で、スマートフォンで答えることを可能にする、それができるというふうな見込みをお持ちで、ただ、今検討中であるということなんでしょうか。

○越総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室調査官 そこにスケジュールをお書きしましたとおり、作るということを前提に、我々としては事務を進めておりますので、そこを目標とし行っているところでございます。前にいただいた御意見を、一応我々も踏まえて行っていきたいということを考えているということでございます。

○津谷部会長 はい、どうぞ。内山審査官。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 今、宇南山臨時委員から御発言がありました紙の調査票様式とオンライン調査の様式が異なる場合の取扱いなのですが、これまでの審査の運用、あるいは統計委員会の運用といたしましては、紙の様式で審査をして承認をしています。そもそも、オンラインの様式自体が、調査計画が承認され、内容が固まってからでないといけないということもございまして、オンラインの様式が紙とは異なる場合について、殊更にオンラインの画面遷移を提示していただいて、併せて審

査するという事はやっておりません。最近の端的な例として、先般の国勢調査の場合においても、基本的に紙調査票の様式で審議をしていただいて、それを承認する。その一方で、皆様御協力いただいたかと思いますが、スマートフォンあるいはパソコンからの入力画面の、画面遷移というのは、特段、統計委員会でも審議をしていただいておりません。我々の審査としても、オンライン調査票しかないという場合は別として、特に見ておりません。要するに、どういう調査事項を報告者の方々に求めるのかということを中心に審議いただいておりますので、今回の例で申し上げますと、オンラインでどういうふうな様式にするかということについては、調査実施者の方々に基本的には委ねられているというふうに考えております。

○津谷部会長 確認ですが、スマートフォンで回答者がお答えになった場合、スマートフォンを使って回答したというのを回答者にお答えいただかなくても、分かるようになるのでしょうか。

○田村総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 はい。分かるようになります。そのようなフラグが立ちます。

○津谷部会長 ですので、フラグをそういう意味では立てることができる。

○宇南山臨時委員 ただ、システムでそれを保存しないで、統一の回答だけを保存するようなシステムにしてしまうと困りますので、その変数を作っておいてほしいという趣旨です。

○津谷部会長 了解いたしました。だから結果だけを、最終的にデータはデジタル化するわけですがけれども、その入り口のところで、どういう方法でこのデータは回答があったのかということ、やはり残すようなシステムにできますかということかと思えます。

○越総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室調査官 御意見を踏まえまして、最終的に、例えば提供対象にする、しないとかということまで多分おっしゃられているのではないかと思いますので、そこも含めて、検討させていただければと思います。

○津谷部会長 先ほど内山統計審査官からもございましたように、どういうふうなオンライン回答するのかということについて特段の審議はしないという整理でございまして、今までもそうでございます。先ほど例示された国勢調査、これはある意味最もシンプルな、そういう意味では、オンラインによる回答がいろいろな媒体を使って、最もふさわしく、適切で容易なものであるかと思えますが、この調査は、ある意味対極にある調査でございますので、今、鋭意ここに示されているスケジュールに沿って、外部委託もしながら検討していらっしゃるということですので、次回の部会に、このスマートフォンを使って答えたかどうか、フラグを立てられるかどうか、御回答いただけるかどうかというのは、ここでお約束はすることはせず、そのことについては御検討いただいて、外部業者の方とこのシステムのデザインを御相談いただくということによろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 結構です。

○津谷部会長 今、御意見いろいろございましたけれども、おおむねこの調査方法の変更については、ここで方向性としてはお認めをいただいたと、細かいことございますけれども、整理させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そろそろもう時間が、12時までに終わらないかもしれないということで申し上げておりましたけれども、もし追加で御質問、お気付きの点などございましたら、11月18日、水曜日でございます。時間が短くて恐縮でございますが、その16時までに、事務局まで電子メールなどで御連絡をいただければと思います。ただ、今回特に新設する質問について、大変たくさん宿題、御意見をいただきましたし、そのほか追加集計、確認なども出ております。ですので、これらにつきましては、また次回の部会で、宿題として持ち越しをさせていただきたいと思っております。

そして、本日審議した事項については、一応の審議を終えました。取りまとめについては、それぞれ事項のところでそれなりに行っておりますので、もう繰り返すはいたしません。ただ、次回の部会では、本日の審議を終えた部分、そして宿題いただいた部分に加えまして、答申案の方向性についても併せてお示しして、御審議をいただく予定でございます。よろしく願いいたします。

なお、本日のこの審議結果につきましては、今月26日木曜日に開催予定の統計委員会で、私から報告をさせていただきます。

それでは、事務局から最後に御連絡をお願いいたします。

○本間総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 次回の部会につきましては、12月9日水曜日の10時から、本日と同じ会場の、こちらの庁舎の6階特別会議室で開催いたします。

また、先ほど部会長からお話がありましたが、追加の御質問やお気付きの点等ございましたら、11月18日水曜日までに、メールにより事務局まで御連絡いただければと思います。

また、本日の配布資料は次回の部会でも審議資料として利用いたしますので、御持参いただければと思っております。

最後に、本日の部会の議事結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認の方、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○津谷部会長 内山審査官、どうぞ。補足を。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 本日は、ありがとうございます。事務局から補足いたします。

次回、12月9日ということなのですが、本日の審議で半分ちょっとくらいは審議をしていただきましたので、次回は、本日の宿題をやっていた後、残りの調査の実施期間の延長と報告者数の変更とを審議していただくというような形になります。その後お時間が頂戴できれば、本日審議していただいた部分も含めて、答申の方向性といったものを見ていただければ、今後の書面審査に近付けるかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

宿題に関しましても、いくつかいただきましたので、統計局において回答は作っていただきますけれども、若干質問の内容を確認させてください。順不同になりますけれども、調査事項の変更のところにつきましては、「ハローワークを通じた職業訓練など」を削ると

ということなのですが、これについて、本当に削ってよいかということで確認をしていただくということがありました。それから自家用車の所有の有無というところに関しても、主なデータがあればという宿題をいただいておりますので、そちらの方も、お願いいたします。

一番大きな宿題といたしましては、やはり冒頭の調査事項の追加、障害のある方の健康状態というところなのですが、ここで1点だけ確認いたしますけれども、今回、障害とか長期的な健康状態、健康問題の有無と、生活時間の関係というのを新たに捉えたいという趣旨で、調査事項を追加することなのですが、その方向性自体は御理解をいただいていると思うのです。要は、調査事項の作り方というのでしょうか、調査事項の置き方として、使用する文言であるとか、並びとか、そういったことについて御意見があったというふうに理解しております。ですので、調査事項の作りということを中心に回答を作っていたらと考えております。

以上、宿題に関して、私の方で申し忘れがなければ、そんな形で進めさせていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○津谷部会長 内山審査官、ありがとうございます。新設の質問を外すということではなくて、どのように質問を設定していくのかということであるという確認でございます。

また、再度繰り返しですけれども、もし追加の御意見ございましたら、18日水曜日の午後4時までに、よろしくお願いいたします。

そして、この途中経過の報告は、今月26日木曜日に私が統計委員会でさせていただきます。

そして、次回の部会は12月9日水曜日の10時からで、かなりスケジュールが押しておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

若干予定時間を過ぎておりますけれども、本当に活発な、有用な御議論、御質問、御提言ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の部会は終了いたします。

ありがとうございました。次回の部会審議もよろしくお願いいたします。